

ハラスメントに関する基本方針

H24.4.1 制定

R2.4.1 制定

1. 目的

学校法人慈恵大学（以下「大学」という）は、「行動規範第3条及び第4条」並びに「就業規則第3章及び第9章」その他関連規則に基づき、ハラスメントに関する大学の基本方針を明示するためにこれを定める。

2. 大学の基本的姿勢

ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけ人権を侵害し、良好な教育・研究・診療及び就業・就学の場としての大学の社会的信頼に重大な影響を与えるものである。

このことに鑑み、大学は、全ての人々の人格・人権が尊重され、人権侵害や不当な差別のない、一人ひとりが能力を十分に発揮できる環境作りと秩序の維持・向上に取り組む。

また大学は、いかなるハラスメントも許さず、この発生を未然に防止するとともに、問題発生への適切な対処、被害の迅速な救済及び環境の回復を行い、その事実を起こしたことが明らかとなった者に対しては、厳しい姿勢で臨むものとする。

3. 定義

この方針において使用する用語を次のとおり規定する。

1) 学内等

学内等とは次のものをいう。

- ① 教育・研究・診療その他通常学内の就業・就学に従事する場所
- ② 出張・学外研修・課外活動等、通常とは異なる時間や場所であっても、就業・就学に関係するもの

- ③ 宴会等通常の就業・就学以外の場であっても実質上これらの延長とみなされるもの

2) 大学構成員

大学構成員とは次のものをいう。

- ① 教職員（常勤・非常勤を問わず）、初期臨床研修医
- ② 学生・研究生（大学院生・留学生・訪問研究員等の身分を問わず）
- ③ 大学で就業する委託社員・派遣社員

3) 大学関係者

大学関係者とは次のものをいう。

- ① 大学構成員
- ② 患者、取引先業者その他大学の事業に関わる全ての者

4) ハラスメント

ハラスメントとは、次のものをいう。

① セクシュアルハラスメント

職場及び職場外における他の者を不快にさせる性的性質な言動（性的指向、性自認に関する差別的な言動を含む）

② パワーハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えた不適切な言動、又は就業環境を悪化させる言動

③ アカデミックハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、就業・就学上の適正な範囲を超えた研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動

④ 妊娠・出産・育児・介護休職に関するハラスメント

妊娠・出産したことや妊娠・出産・育児・介護のための制度を請求、利用したこと等を理由として、就業・就学上の不利益又は不快感を与える言動

- ⑤ その他名称の如何を問わず、相手方の人格や尊厳を侵害する侮辱的態度、嫌がらせ、乱暴な言動その他身体的・精神的に傷つける行為

4. 適用範囲

この方針は、学内等において大学関係者に発生したハラスメントを取扱う。

5. 大学の取組み

1) 発生防止

大学は、学内等でハラスメントが発生しないよう、その防止及び排除について啓発を図るとともに、必要に応じ大学構成員への教育・研修の機会を設ける。

2) 相談体制の整備・問題への対処

- ① 相談窓口を学内の担当部署及び外部の機関に設置し、誠意を持って迅速かつ適切に対策を講じる体制作りに取り組む。当該相談窓口は、ハラスメントの発生のおそれがある場合、及びその該当性につき疑義がある場合を含め取扱うものとする
- ② ハラスメントの発生に対しては、早急に然るべき措置を講じ、事態の解決に当たる
- ③ ハラスメントに関わる相談をした者、又は相談に係る調査等において正当な対応をした者に対し、そのことをもっていかなる不利益な取扱いも行わない
- ④ 被害者の保護と救済を行い、当事者・関係者のプライバシー、名誉その他の人権に充分配慮するとともに、相談・調査を通して知り得たそれらの秘密が他に漏洩しない措置を講ずる
- ⑤ ハラスメント発生後の再発防止策を速やかに講じる

3) 厳罰処分

大学はハラスメントの事実を確認したとき、その事実を起こした者に対し、その程度・状況等に応じ、就業規則等に定める懲戒に処する。

なお、その者が3. 2) ①及び②以外の大学関係者の場合、大学は毅然たる姿勢でその問題の解決に臨む。

6. 所属長等の責務

大学・病院人事組織部署単位の長及び大学構成員を管理・監督する地位にある者は、他の大学構成員の模範となるべく、率先してハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。また、組織内外でハラスメントの発生を認識した際は、大学の取組みに沿って、ただちにしかるべき対処を行う責務を負う。

7. 禁止行為の具体例

3. 4) に規定するハラスメントの具体例を次のとおり例示する。大学構成員は大学関係者に対し、これらの行為を行ってはならない。

1) 暴行・傷害（身体的な攻撃）

- ① 肉体的な暴力をふるう
- ② 物を投げつける
- ③ ネクタイや服などを引っ張る

2) 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）

- ① 人格を否定する、又は傷つける
- ② 執拗にからかう、又はひやかす
- ③ ねちねち嫌味をいう
- ④ 根拠のない噂や中傷を流布する
- ⑤ 人前で必要以上に叱責する
- ⑥ 個人的に呼び出して必要以上に叱責する
- ⑦ 必要以上にミスを追求する
- ⑧ 脅かす、又は恫喝する
- ⑨ 机や壁等を叩いて脅かす
- ⑩ 「辞めさせる」、「単位を与えない」等と脅かす

3) 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）

- ① 無視する
- ② 仕事その他与えるべき役割等を意図的に与えない
- ③ 孤立させる

- 4) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
 - ① 不法行為を強要する
 - ② 宴会や旅行を強要する
 - ③ 私用を強要する
 - ④ 実現不能な業務命令・目標を与える
 - ⑤ 業務・研究・学業を妨害する
 - ⑥ 必要な情報を意図的に伝えない
 - ⑦ 正当な理由なく決裁しない
 - ⑧ 必要な器具等を使わせない
- 5) 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
 - ① 能力に見合わない単純作業しかさせない
 - ② 合理性なく仕事を与えないで放置する
- 6) 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）
 - ① プライベートなことをしきりに聞こうとする
- 7) 性的な言動（性的指向、性自認に関する差別的な言動含む）
 - ① 性的な事実関係及び性的指向を尋ねる
 - ② 性的な内容の情報（噂）を意図的に流布する
 - ③ 性的な冗談やからかいを言う
 - ④ 食事やデートに執拗に誘う
 - ⑤ 個人的な性的体験談を話す
 - ⑥ 性的な関係を強要する
 - ⑦ 必要なく身体へ接触する
 - ⑧ わいせつ図画を配布・掲示する
 - ⑨ 強制わいせつ行為・強姦
 - ⑩ 相手が性的な言動を拒否・抵抗等したことにより不利益にする

8) 出産・妊娠・育児・介護に関する嫌がらせ

- ① 出産・妊娠・育児・介護について心ないことを言う
- ② 出産・妊娠・育児・介護に対して職場環境を害する行為をする
- ③ 妊娠中に重労働を強いる
- ④ 出産・妊娠したことにより不利益にする
- ⑤ 育児休職・介護休職等の取得を認めない
- ⑥ 育児休職・介護休職等を取得したことにより不利益にする

9) その他

- ① 1) から8) に準ずる行為をする